

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

嬉野市議会議員

宮崎 良平

実施月日	令和5年10月30日(月)			
実施時間	10:00~11:30			
調査先	法務省民事局民事第二課			
調査所在	東京都千代田区永田町2丁目1-2衆議院第二議員会館			
調査の目的	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法についての研修			
調査先担当者	法務省民事局民事第二課長 大谷 太 氏 補佐官 三枝 稔宗 氏 本坂 淳子 氏			
内容・結果等	【目的】近年全国的に空き家、空き地における問題が多くみられる中、相続した土地を手放したいというニーズが高まっている。また管理もできず放置され所有者不明の土地が発生する事案もあることから相続土地国庫帰属制度について調査を行った。			
	【内容】昨今土地を相続したものの、手放したいと考える方が増加する傾向にあり、また相続の際登記されず「所有者不明土地」が発生する要因の一つとされている。			
	相続土地国庫帰属制度は、相続または遺贈により宅地や田畑、森林などの土地を相続した人が一定の要件を満たした場合に、国に帰属させる制度である。			
	相続した土地を国に引き渡すための申請ができるのは、相続や遺贈で土地を取得した相続人であり、生前贈与、法人での土地取得した相続人においては申請不可となる。			
	引き渡せる土地の様々な要件等をクリアされてからの承認となり、費用は申請する際、一筆の土地当たり14,000円の審査手数料が必要となり、また法務局による審査を経て承認された場合、土地の性質に応じた標準的な管理費用を控除した10年分の土地管理費相当額、一筆あたり20万円の負担金の費用が基本必要。なお一部の土地条件において面積に応じた算定。			
	【感想】相続土地国庫帰属制度において説明を受けたが、正直多くの要件も満たさなければならず、承認されるにはかなりハードルが高く、お金も時間も要することから不可能に近いとさえ感じた。あくまでも土地不明所有者をこれ以上増加させないための制度として止めてあることは理解できるものの、この厳しい制度では、外国人への安易な土地、山林、農地の売買等につながり、国土としての安全保障上の問題にもつながるのではとの危機感を募らせた視察であった。			
	上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 (円)
		旅費・宿泊費		53,900
		交通費		4,200
		合 計		58,100

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること